

## 【重要なお知らせ】

# 令和4年度より中城村国民健康保険税の決まり方が変わります

### ○ 賦課方式は資産割を除いた3方式の計算方法へ移行します

中城村の国民健康保険税はこれまで、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で算定計算していましたが、これからは沖縄県国民健康保険運営方針で示す資産割を除いた3方式での計算方法へ変更になります。

各区分ごとの変更については以下のとおりです。

#### いままで(令和3年度)

- 所得割額(前年中の所得に対して)
- 資産割額(村内の固定資産に対して)
- 均等割額(加入者1人当たり)
- 平等割額(1世帯当たり)



#### これから(令和4年度)

- 所得割額(前年中の所得に対して)
- 均等割額(加入者1人当たり)
- 平等割額(1世帯当たり)

これから(令和4年度以降)は、加入者の所得と加入人数及び世帯に応じて税額が決定

### ○ 変更後の税率はどうなるの

		医療分	支援分	介護分	合計
令和3年度 税率	所得割	6.8%	1.7%	1.3%	9.80%
	資産割	22.0%	5.0%	6.0%	33.0%
	均等割	14,400円	3,600円	5,500円	23,500円
	平等割	15,600円	3,900円	4,500円	24,000円
令和4年度 税率	所得割	7.7%	2.4%	2.0%	12.10%
	資産割	-	-	-	-
	均等割	18,700円	6,000円	7,000円	31,700円
	平等割	20,600円	6,200円	5,000円	31,800円

※介護分については40歳～65歳までの被保険者のみにかかるご負担分

上記の変更により、これから(令和4年度)からは、各ご世帯の国民健康保険税が、いままで(令和3年度)と比較すると税額に変更がでできます。

○ 具体的な例をあげると以下のとおり変わります。

ケース① 単身年金収入世帯で固定資産保有あり

本人 68歳  
年金収入 1,450,000円  
固定資産税 89,400円

いままで(令和3年度)

医療分	28,600円
支援金分	6,700円
介護分	0円
年税額計	35,300円



これから(令和4年度)

医療分	11,700円
支援金分	3,600円
介護分	0円
年税額計	15,300円

ケース② 夫婦2人年金収入世帯で固定資産保有なし

本人 72歳 妻 71歳  
年金収入 2,194,000円  
固定資産税 0円

いままで(令和3年度)

医療分	67,300円
支援金分	16,800円
介護分	0円
年税額計	84,100円



これから(令和4年度)

医療分	80,100円
支援金分	25,000円
介護分	0円
年税額計	105,100円

ケース③ 夫婦2人、未就学児2名の給与収入世帯で固定資産保有なし

本人 28歳 妻 28歳  
未就学児 4歳、2歳  
給与収入 2,663,000円  
固定資産税 0円

いままで(令和3年度)

医療分	150,400円
支援金分	37,600円
介護分	0円
年税額計	188,000円



これから(令和4年度)

医療分	165,400円
支援金分	51,800円
介護分	0円
年税額計	217,200円

ケース④ 夫婦2人、子ども4名の営業収入世帯で固定資産保有なし

本人 45歳 妻 42歳  
子ども 17歳、13歳、9歳、8歳  
営業収入 4,180,000円  
固定資産税 0円

いままで(令和3年度)

医療分	211,900円
支援金分	52,900円
介護分	37,300円
年税額計	302,100円



これから(令和4年度)

医療分	253,800円
支援金分	79,700円
介護分	47,900円
年税額計	381,400円

税額の変更は、世帯の収入や加入状況等によって異なります。詳細については、相談窓口の中城村国民健康保険課までお問合せください。TEL 895-2171 国保係

